

◎新潟県告示第676号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成28年5月31日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県新潟市北区太夫浜字浜辺1の520から1の524まで・太夫浜9の2・70の2（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
公衆の保健
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を新潟地域振興局農林振興部及び新潟市役所に備え置いて縦覧に供する。）